

福井労働局発表  
平成30年5月22日

## 【照会先】

福井労働局職業安定部職業対策課  
課長 森下 歩  
課長補佐 谷口 敏樹  
地方障害者雇用担当官 翠 美香  
(代表電話) 0776-26-8613

## チーム力で精神障害者の就労を支援します！

～「医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業」の実施～

### 1 事業の趣旨・目的

精神障害者の雇用促進については、本年4月からの「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加えられたことを踏まえて、その就労支援の強化を図っていく必要があります。

厚生労働省では、平成28年度から全国で22か所のハローワークで実施していた「医療機関と公共職業安定所の連携による就労支援モデル事業」を本年度より全労働局で展開することとしています。

福井労働局においても、平成30年5月21日に福井公共職業安定所と医療法人厚生会 福井厚生病院との間で事業協定を締結し、精神障害者に対して効果的かつ効率的な支援を行い就職の実現を目指します。

### 2 事業内容

医療機関の就労支援プログラム(※)を利用している者等に対して、ハローワークと医療機関の職員が中心となり、関係機関も交えた就労支援のためのチームを設置し、支援対象者一人ひとりの職業準備性、職業能力等に応じて、次のような就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行います。【別添資料参照】

(※) 働きたいという方に、デイケア利用等を通じて社会参加のためのトレーニングを計画的に行うもの。

#### ＜ 支援内容 ＞

- (1) 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス(履歴書の書き方等)、職業訓練あっせん等の各種支援メニューの実施
- (2) 職場実習等の機会の積極的な提供
- (3) 定期的なケース会議の開催
- (4) 職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

# 精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

## 1 目的

都市部のハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

## 2 事業実施体制

### 連携対象医療機関

- ①一定の実績のある就労支援プログラムを実施。
- ②支援対象者の就職可能性が確認できる。
- ③事業実施体制の整備がされている。

医療機関就労支援プログラム担当者

### 協定締結

- ①事業実施計画
- ②個人情報の相互利用・守秘義務

### 事業実施ハローワーク



事業責任者 (HW統括職業指導官等)  
就職支援コーディネーター (医療機関  
連携担当)

### 支援対象者

- ①求職登録者・離職中である者 (在職者は除く)
- ②障害を事業主に開示して就職支援を受けることに同意した者
- ③両機関で個人情報を共有することに同意している者

事業周知・参加希望者の把握

「就労支援チーム」による就職支援

## 3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「チーム支援事業」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。

- ①職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス (履歴書の書き方等)、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- ②職場実習等の機会の積極的な提供
- ③3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- ④職場定着支援等のフォローアップ支援の実施